

お知らせ

令和8年1月21日からの大雪に伴う災害等で 被害を受けられた組合員様ご所属の関係者の皆様へ

令和8年1月21日からの大雪に伴う災害等で被害を受けられた組合員様および関係者の皆様に心からお見舞い申しあげます。

災害救助法が適用された地域において被災された地域の消防団様で、共済契約の加入手続きを当面、3ヶ月延長して取扱いをすることとしますので、お知らせいたします。なお、3ヶ月後の締切日は、県の消防協会によって異なる旨、ご承知おきください。また、火災共済事務処理上の問題が生じた時は下記にご連絡ください。

連絡先：全日本消防人共済会事務局 TEL 03-6263-9822

【災害救助法の適用地域（内閣府発表）】（令和8年2月5日現在）の内

共済会加入契約市町村

【青森県】

青森市（あおもりし）

弘前市（ひろさきし）

黒石市（くろいしし）

五所川原市（ごしょがわらし）

むつ市（むつし）

つがる市（つがるし）

平川市（ひらかわし）

東津軽郡今別町（ひがしつがるぐんいまべつまち）

東津軽郡蓬田村（ひがしつがるぐんよもぎたむら）

東津軽郡外ヶ浜町（ひがしつがるぐんそとがはままち）

西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち）

北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち）

北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）

上北郡野辺地町（かみきたぐんのへじまち）

西津軽郡深浦町（にしつがるぐんふかうらまち）

中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら）
南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち）
南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち）
南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら）
北津軽郡中泊町（きたつがるぐんなかどまりまち）
上北郡六ヶ所村（かみきたぐんろっかしょむら）

【秋田県】

能代市（のしろし）
大館市（おおだてし）
北秋田郡上小阿仁村（きたあきたぐんかみこあにむら）
山本郡藤里町（やまもとぐんふじさとまち）

【山形県】

新庄市（しんじょうし）
最上郡舟形町（もがみぐんふながたまち）
最上郡鮭川村（もがみぐんさけがわむら）
尾花沢市（おばなぎわし）
北村山郡大石田町（きたむらやまぐんおおいしだまち）
最上郡金山町（もがみぐんかねやままち）
最上郡最上町（もがみぐんもがみまち）
最上郡真室川町（もがみぐんまむろがわまち）
最上郡大蔵村（もがみぐんおおくらむら）
最上郡戸沢村（もがみぐんとざわむら）
西置賜郡小国町（にしおきたまぐんおぐにまち）

【新潟県】

長岡市（ながおかし）
上越市（じょうえつし）

○被害状況：令和8年1月21日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けけるおそれが生じていることから、青森県は7市10町4村に、秋田県は4市2町1村に、山形県は2市6町3村に、新潟県は4市に災害救助法の適用を決定した。